

令和8年（フ）第165号

沖縄県沖縄市美原一丁目17番1号
破産者 合同会社U S N B 企画
1 決定年月日 令和8年9月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第2号

神奈川県横浜市保土ヶ谷区法泉1丁目3番1号
破産者 株式会社I's
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年（フ）第143号

香川県善通寺市与北町2871番地1
破産者 株式会社雅興業
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和6年（フ）第2325号

福岡市中央区春吉2丁目9番25―205号
ラ・レジダンス・ド・レーヌ
破産者 菅原 良治
1 決定年月日 令和8年10月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年（フ）第41号

栃木県小山市城東2丁目12番33号 前田コーポ102号、開始決定時の住所栃木県小山市城東4丁目4番8号 ファーストコート城東202号
破産者 武田工務店こと 武田 士郎
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第51号

栃木県宇都宮市今泉町3020番地1
破産者 株式会社m o l a
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第65号

栃木県宇都宮市駒生町1686番地1 アピオンA203
破産者 山上 潤
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第215号

栃木県宇都宮市八幡台12番4号
破産者 舘野 直義
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第290号

栃木県那須烏山市初音15番9号 エレガントハイツ201号、開始決定時の住所栃木県那須烏山市金井1丁目10番15号
破産者 樋口 悦男
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第335号

栃木県芳賀郡益子町大字大沢1650番地1 SAKURA八重 101号室、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1520番地38
破産者 桑原 友信
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第944号

さいたま市岩槻区鉤上新田1376番地
破産者 H R T 株式会社
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第834号

埼玉県草加市神明2―3―1
破産者 ぐるめスタイル株式会社
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第361号

千葉県野田市山崎2702番地の155
破産者 株式会社ラムテック
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和8年（フ）第32号

千葉県袖ヶ浦市横田4195番地
破産者 株式会社能星電設工業
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（フ）第83号

長野県岡谷市長地出早二丁目9番24号
破産者 株式会社ナイス
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和7年（フ）第250号

静岡県沼津市高島町28番14号
破産者 株式会社三十飛
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年（フ）第220号

広島県福山市引野町五丁目33番10号
破産者 株式会社ナカムラ
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第895号

福岡県春日市天神山三丁目30番地金堂ビル102号
破産者 株式会社福ふく
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第295号

福島県郡山市三穂田町川田字地蔵橋10番地の2
破産者 有限会社三穂田モーター
1 決定年月日 令和8年10月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和8年（フ）第61号

福島県郡山市谷地本町38番地
破産者 株式会社ポローニャ福島
1 決定年月日 令和8年10月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年（フ）第3025号

横浜市区西川島町36番地7
破産者 有限会社神世運輸
1 決定年月日 令和8年10月5日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部